

議案第 47 号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

令和 8 年 6 月 10 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第237号）の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 下水道事業の設置等に関する条例(昭和42年条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任にかかる賠償額が50万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任にかかる賠償額が50万円以上である場合とする。

(監査委員条例の一部改正)

第2条 監査委員条例(昭和52年条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(請求又は要求による監査)	(請求又は要求による監査)

第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の9第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。

第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。

(熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和5年条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) <u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低責任負担額)</p> <p>第2条 <u>法第243条の2の8第1項</u>に規定する条例で定める額(以下</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) <u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低責任負担額)</p> <p>第2条 <u>法第243条の2の7第1項</u>に規定する条例で定める額(以下</p>

「最低責任負担額」という。)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) から (4) まで (略)

「最低責任負担額」という。)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) から (4) まで (略)

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。